

「工業団地構造変化等対応支援事業」の概要（令和7年度版）

制度のスキーム



事業実施期間：令和6年度から最長5年間（取崩型基金のため、基金残高がなくなり次第公募終了）

目的

工業団地を取り巻く経済社会構造の変化等に対応し中小製造業等及び工業団地の活性化を図るため、工業団地における**組合施設の建て替え**、新規立地への**移転**、**共同事業の再構築**、**防災・減災機能の向上**、**G X**への対応及び**D X**への対応など、工業団地の機能強化と魅力向上のために行う事業の実施に関する**調査研究や事業化調査、基本計画・詳細計画の策定**等に対して支援することを目的とします。

助成対象者

下記の要件を全て備えた**工業団地を形成する事業協同組合**で助成対象事業を実施する者とします。

- ① 公募開始時点で、設立後、5年以上経過していること
- ② 組合員の2分の1以上が中小企業者である事業協同組合であること
- ③ 事業内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められること
- ④ 運営が適切に行われており、かつ、専従役員又は実質的に組合の事務を行っている役員等がいるなど、組合の管理運営体制が整備され本事業の円滑な実施に支障を生じる恐れがないこと
- ⑤ 本事業に係る経費を負担できること
- ⑥ 組合又は組合の役員等が暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有していないこと。

助成対象事業

以下に掲げる事業とし、各事業を実施するに当たって必要な**調査研究、事業化調査、基本計画・詳細計画策定**などの費用の一部を助成します。

- 防災・減災機能の向上
- G Xへの対応（省エネルギー・新エネルギーの推進等）
- D Xへの対応（業務のデジタル化等）
- 組合施設等の老朽化対策、建て替え（ビル方式、街区式などの方式変更を含む。）及び新規立地への移転等
- 共同事業（教育事業、雇用・福利厚生、防犯対策、地域交流・地域産業振興等）の見直し及び再構築
- 空き物件の有効活用
- 行政及び組合員からの要請等に基づく機能強化
- その他共同事業の機能強化への対応

※本助成事業の実施に当たっては、**委員会を設置**し、事業内容の**検討・決定、進捗管理**等を実施することが必須条件となっています。＜裏面参照＞

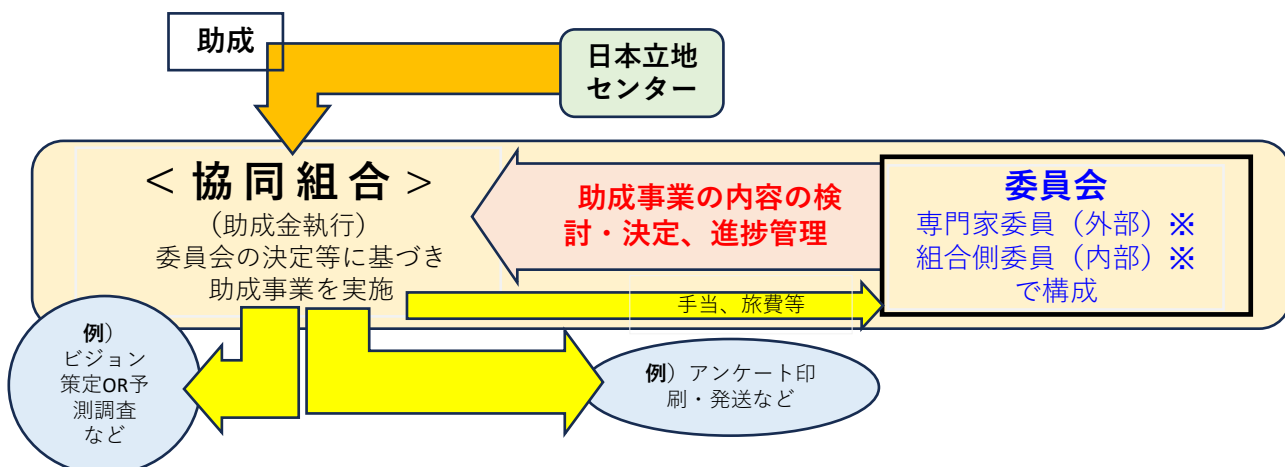
助成対象経費

委員手当、専門家謝金、講師謝金、委員旅費、専門家旅費、調査旅費、講師旅費、職員等旅費、会議費、会場
借料、資料費、印刷費、車両借上費、借損料、原稿料、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託費、その他日本
立地センター理事長が特に必要と認める経費

※設備費用やイベント、研修会等の開催費用は対象外。

＜助成事業実施体制イメージ＞

※ **委員会**を設置し事業を実施することが必須条件。



※専門家委員：組合に所属・関連しない外部の有識者であり、原則全ての委員会に出席する者

例：大学等、自治体、商工会議所、県中央会、金融機関など（テーマに関連した専門家）

※組合側委員：組合の役職員又は組合員で、原則全ての委員会に出席する者

注) 委員とは別に、特別に意見を聴取するため「外部専門家」として臨時に委員会に招聘することが可能

助成金額

(助成対象経費×助成割合)

助成金額 事業に係る**助成対象経費**の**2 / 3**以内

助成限度額 1,000万円を上限とする（下限 100万円）

**助成事業の
実施期間**

助成金交付決定日から最長翌年の12月末日までの間で、交付決定に係る事業計画書に定める期間となります。

＜令和7年度の募集スケジュール＞（予定）

募集期間： 令和7年 5月12日（月）～6月10日（火）（当日消印有効）

書類審査：令和7年 6月中旬～7月中旬頃

採択公表： 令和7年 7月中旬頃（選考委員会後）

交付申請・交付決定（事業開始）：7月下旬以降随時

注) 募集の実施は予算の許す範囲内となりますが、令和7～9年度は、年1回5月頃募集、7月頃以降交付申請・交付決定のスケジュールを想定しております。

<問い合わせ先>

一般財団法人日本立地センター 産業立地部 工業団地組合助成金担当 (担当：山添、高橋)

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-6 1-9 T I E 浜町ビル4階

電話：03-5801-9842（平日10～12時及び13～17時） E-mail：sangyo@jilc.or.jp